

# 北海道希少野生動植物種保護基本方針

平成26年1月 8日 北海道環境審議会答申

平成26年1月22日 公表

# 北海道希少野生動植物種保護基本方針

## 第1 はじめに

### 1 生物多様性の保全

この地球には、数千万種の生物が存在しているといわれている。これは、地球上に生命が誕生して以来、およそ40億年もの間、地球環境の変化と生存競争のもとで生物がお互いに影響を及ぼし合いながら多様な遺伝子を持つ多様な種に進化してきた結果であり、また、それぞれの種はそれぞれの進化の歴史をもつ固有の存在であって、様々につながりあって生きている。

生物多様性は、このような生物の「固有性」と「つながり」のことをいうとともに、遺伝子の多様性、種の多様性、生態系の多様性の3つのレベルで捉えることができる。

また、生物多様性は、食料など資源の供給、空気や水の浄化、気候の調節などの機能を持つほか、レクリエーションや自然を知る場としての文化的・教育的機能なども有し、私たちの生活を支える多くの恩恵（生態系サービス）をもたらしており、この生態系サービスが損なわれることのないよう生物多様性を維持していくことが重要である。

しかし、世界各地で生物多様性の損失が進んでいる状況にあることから、国際条約として平成5年12月に「生物の多様性に関する条約」が発効した。この条約の締約国である我が国では、平成7年12月に最初の「生物多様性国 家戦略」が策定され、その後、随時見直しが行われてきたほか、平成20年6月には「生物多様性基本法」が制定されるなど、生物多様性の保全及び持続可能な利用に向けた取組が進められてきた。

本道においても、生物多様性の保全及び持続可能な利用は、道民の豊かな生活に欠かすことのできないものであり、生物多様性を確保し次代に継承することは、道民全体の重大な責務であることから、道は、「生物多様性基本法」に基づく地域戦略として、平成22年7月に「北海道生物多様性保全計画」を策定し、さらに、平成25年3月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「北海道生物の多様性の保全等に関する条例（以下「条例」という。）」を制定した。

この基本方針は、条例第41条第1項の規定に基づき、希少野生動植物種の保護を図るために策定するものである。

### 2 野生動植物の保護の課題

北海道は、その地理的要因から我が国でも特異な生物相が形成されており、また、自然と人間との共生を基調とするアイヌ民族の文化が受け継がれてきたことにより、近世まで自然度の高い生態系が広く保たれてきた。

しかし、明治以降、本道の開拓が本格的に進展するとともに、野生動植物の生息地又は生育地（以下「生息地等」という。）の改变や過度の捕獲、採取等により、野生動植物の減少が進み、現在では、多くの種が絶滅の危機にさらされている。また、外来種が在来の野生動植物を圧迫するなど、20世紀以降の本道は、地域開発の進展に伴い野生動植物への負荷が顕著となった時代である。

野生動植物への配慮を欠いた無秩序な人間活動は、紛れもなく野生動植物への圧迫要因となっており、今後はこのような要因を取り除く努力が不可欠である。

このため、国においては、平成4年6月に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「種の保存法」という。）」を制定し、絶滅のおそれのある国内及び国外の野生動植物を希少野生動植物種として保存を図っており、道内でもタンチョウ、シマフクロウなどが国内希少野生動植物種に指定され、保護増殖事業計画に基づく取組が進められている。

道においては、平成13年3月に「北海道希少野生動植物の保護に関する条例」を制定し、道内の絶滅のおそれのある野生動植物を指定希少野生動植物に指定して保護を図ってきたが、平成25年3月に制定した条例にこれらの規定を盛り込んで、生物多様性の保全を総合的に推進することと

した。

今後は、本道に生息・生育する野生動植物の保護を通じて生物多様性の保全を図るとともに、多様な野生動植物を道民共有の財産として次の世代に継承するため、特に条例に基づく指定希少野生動植物種や種の保存法に基づく国内希少野生動植物種等の希少野生動植物種については、計画的に保護施策を推進していくことが強く求められている。

### 3 希少野生動植物種の保護施策

以上のような認識に立ち、希少野生動植物種の保護施策を推進するに当たっての基本的な考え方には、次のとおりである。

- (1) 今日、野生動植物を圧迫している主な要因は、過度の捕獲・採取、人間の生活域の拡大等による生息地等の消滅又は生息・生育環境の悪化等であり、希少野生動植物種の保護を図るためにには、まず、これらの状況を改善することが必要である。このため、生物学的知見に基づき、特に保護を図る必要がある希少野生動植物種を明らかにした上で、その個体の捕獲、採取の規制を行うとともに、必要に応じて、個体の譲渡しの監視、生息地等における行為の規制などの措置を講ずる。
- (2) 野生動植物を絶滅の危機から救うためには、圧迫要因を除去又は軽減するだけでなく、その個体の生息・生育に適した条件を積極的に整備し、個体数の維持・回復を図ることも必要となる。このため、その生息・生育状況や生態的特性を考慮しつつ、生息地等の維持・再生、外来種の防除、自然繁殖が困難な場合の人工増殖等の事業を推進する。
- (3) 希少野生動植物種の保護のためには、生息地等の状況を把握し、必要に応じて現地監視を行うことが重要である。このため、道民と行政との協働による監視活動等を推進する。
- (4) 希少野生動植物種の保護施策は、生物学的知見に立脚しつつ、時機を失うことなく適切に実施される必要がある。このため、施策の推進に必要な各種の調査研究を積極的に推進する。

これらの施策は、道民の理解と協力の下に、人と野生動植物の共存を図りつつ推進する必要がある。このため、希少野生動植物種の保護に対する道民の理解を深めるための普及啓発を推進する。

## 第2 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の指定に関する基本的な事項

### 1 指定希少野生動植物種

条例第42条第1項の規定による指定希少野生動植物種の指定に当たっては、その候補となる種として道内における生息・生育状況が、人為の影響により存続に支障を来す事情が生じていると判断される希少野生動植物種（亜種又は変種がある種にあっては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）で、次のいずれかに該当するものを北海道レッドデータブックもしくは北海道レッドリストの絶滅危惧に分類される種から選定することを基本とする。

- (1) その存続に支障を来す程度に、既に個体数が著しく少ないもの
- (2) 個体数が著しく減少しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (3) 生息地等が消滅しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (4) 生息・生育の環境が著しく悪化しつつあり、その存続に支障を来す事情があるもの
- (5) 交雑可能な別種、生態的競争種又は捕食者の域外からの侵入により、その存続に支障を来す事情があるもの
- (6) 特定の地域において、個体数が著しく減少しつつあるか、又は生息・生育環境が著しく悪化しつつある地域個体群

### 2 特定希少野生動植物種

条例第42条第2項の規定による特定希少野生動植物種は、指定希少野生動植物種のうち、野生の個体の保護を図る上で、繁殖させた個体の譲渡し及び譲受けを監視する必要があるものを指定す

る。

### 第3 指定希少野生動植物種及び特定希少野生動植物種の個体の取扱いに関する基本的な事項

#### 1 個体の範囲

条例第46条に基づき規制の対象となる個体は、違法に捕獲等された指定希少野生動植物種の個体並びに卵、種子、北海道生物の多様性の保全等に関する条例施行規則第14条で定めるその個体の加工品とする。

#### 2 個体の取扱いに関する規制

##### (1) 捕獲等の規制

条例第47条の規定による指定希少野生動植物種の個体の捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）については、その動植物種の保護の重要性にかんがみ、適正な研究計画の下で行われる学術研究目的、生息地等に補強・再導入するための繁殖目的及びその他保護に資すると認められた場合とする。

##### (2) 事業等の規制

生きている特定希少野生動植物種について、対価をもってその個体の譲渡しの業務を伴う事業（特定希少種事業）を行おうとする者に対し、登録を求める。

譲渡しのための施設の有無は問わず、店舗等固定した場所での対面販売、自動車等移動した場所での対面販売、インターネット等によるカタログ販売等は登録対象となる。

### 第4 指定希少野生動植物種の生息地又は生育地の保全に関する基本的な事項

希少野生動植物種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することである。

このような見地から、指定希少野生動植物種の保護のため、その生息・生育環境の保全を図る必要があると認めるときは、条例第65条第1項の規定による生息地等保護区を指定する。

#### 1 生息地等保護区の指定方針

##### (1) 生息地等保護区の指定の方法

生息地等保護区は、指定希少野生動植物種ごとに指定する。

##### (2) 生息地等保護区として指定する生息地等の選定方針

複数の生息地等が存在する場合は、個体数、個体数密度、個体群としての健全性、その生息・生育環境の状況及び生息地等としての規模について総合的に検討し、生息地等保護区として指定すべき生息地等を選定する。

また、生息地等が広域的に分散している動植物種にあっては、主な分布域ごとに生息地等保護区を指定するよう努めるものとする。

##### (3) 生息地等保護区の区域の範囲

生息地等保護区の区域は、生息地等保護区の指定に係る指定希少野生動植物種の生息地等及び当該生息地等に隣接する区域であって、そこでの各種行為により当該種の生息・生育に支障が生じることを防止するために一体的に保護を図るべき区域とする。

なお、指定希少野生動物種の生息地等の区域は、現にその種が生息・生育している区域とするが、鳥類等行動圏が広い動物の場合は、営巣地、重要な採餌地等その種の生息・生育にとって重要な役割を果たしている区域及びその周辺の個体数密度又は個体が観察される頻度が相対的に高い区域とする。

また、区域の選定に当たっては、指定希少野生動植物種の分布の連續性、生態的な特性等について、十分配慮するものとする。

## 2 管理地区の指定方針

### (1) 管理地区の指定に当たっての基本的考え方

管理地区については、生息地等保護区の中で、営巣地、産卵地、重要な採餌地等その指定に係る指定希少野生動植物種の個体の生息・生育にとって特に重要な区域を指定する。

### (2) 管理地区において適用される各種の規制に係る区域等の指定の基本的考え方

ア 条例第66条第4項第7号の知事が指定する野生動植物種については、食草など指定希少野生動植物種の生息・生育にとって特に必要な野生動植物種を指定する。

イ 条例第66条第4項第8号の知事が指定する湖沼又は湿原については、新たな汚水又は廃水の流入により、指定希少野生動植物種の生息・生育に支障が生じるおそれがある湖沼又は湿原を指定する。

ウ 条例第66条第4項第9号の知事が指定する区域については、車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸・着水により、指定希少野生動植物種の個体が損傷を受けるなど現に指定希少野生動植物種の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定する。

エ 条例第66条第4項第10号から第14号までの行為を規制する区域として知事が指定する区域については、これらの行為により、現に指定希少野生動植物種の生息・生育に支障が生じている区域又はそのおそれがある区域を指定し、その区域ごとに知事が指定する期間については、これらの行為による指定希少野生動植物種の生息・生育への影響を防止するために繁殖期間など必要最小限の期間を指定する。

オ 条例第66条第4項第11号の知事が指定する動植物種については、現に指定希少野生動植物種の個体を捕食し、餌、生息・生育の場所を奪うことにより圧迫し、若しくは指定希少野生動植物種との交雑を行なわせている動植物種又はそれらのおそれがある動植物種を指定する。

カ 条例第66条第4項第12号の知事が指定する物質については、現に指定希少野生動植物種の個体に直接危害を及ぼし、若しくはその個体の生息・生育環境を悪化させている物質又はそれらのおそれがある物質を指定する。

キ 条例第66条第4項第14号の知事が定める方法については、生息・生育環境をかく乱し、繁殖・育すう行動を妨害する等現に指定希少野生動植物種の生息・生育に支障を及ぼしている方法又はそのおそれがある方法を定める。

### (3) 立入制限地区の指定方針

立入制限地区については、管理地区の区域のうち、指定希少野生動植物種の生息・生育環境を維持する上で、人の立入りを制限することが不可欠な区域を指定する。

## 3 生息地等保護区及び管理地区的区域の保護に関する指針

生息地等保護区及び管理地区的区域の保護に関する指針においては、指定希少野生動植物種の生息・生育のために確保すべき条件とその維持のための環境管理の指針などを明らかにするものとする。

## 第5 その他希少野生動植物種の保護を図るために必要な事項

### 1 生物多様性維持回復事業

指定希少野生動植物種の個体数の維持・回復を図るため、条例第15条第1項の規定による生物多様性維持回復事業を実施する場合は、事業の目標、区域等を明らかにし、その希少野生動植物種を圧迫している要因を除去または軽減するだけでなく、採餌・営巣条件の改善などについて、まず、その生息地等における種ごとの事業計画を定めることを基本とする。

ただし、生息地等における事業を実施しても、その種がいずれの生息地等においても存続が困難であり、また、生息地等以外での増殖の実現が可能と判断された種については、補完として生息地等以外の地域における個体の増殖事業（以下「生息域外保全」という。）及びその後の本来の生息

地等への補強・再導入についても行うことができるものとし、その場合は次の考え方によるものとする。

#### (1) 生息域外保全

生息域外保全は、遺伝的多様性のかく乱などに留意し、次のことを目的として行う。

##### ア 緊急避難

現在の生息地等での存続が困難な種を、その外部で保全し、あるいは個体を増加させ、種の絶滅を回避する。

##### イ 保険としての種の保存

現在の生息地等において、種の存続が近い将来困難となる危険性のある種を、その外部で保存し、遺伝的多様性の維持を図る。

##### ウ 科学的知見の集積

上記ア、イを実施する場合において、飼育・栽培・増殖等の技術や遺伝的多様性に係る科学的知見を集積する。

#### (2) 生息地等への補強・再導入

生息域外保全により増加させた個体の生息地等への補強・再導入は、野生復帰候補地の個体群の復活及び個体群の増加、生物間相互作用の回復等の生態系への効果、又は地域文化の再生や地域社会の活性化といった社会的効果が期待できる反面、当該地の同種及び他種の個体群との競合、遺伝的多様度のかく乱及び病原体や寄生生物の非意図的導入等の悪影響も懸念される。

このため、次の2つの検討を経た上で実施するか否かの判断を行う。

##### ア 野生復帰の必要性

個体群等の減少要因等の現状把握を行い、絶滅のおそれの程度の将来予測を行うとともに、懸念される悪影響についても把握した上で、野生復帰の必要性について検討・評価する。

##### イ 野生復帰の実施可能性

適切な野生復帰候補地及び野生復帰に適した生息域外個体群の確保、野生復帰技術の集積もしくは開発状況、及び実施体制の整備について検討・評価する。

### 2 推進体制の整備

条例に基づく指定希少野生動植物種及び種の保存法に基づく国内希少野生動植物種（道内に生息・生育するもの）など、希少野生動植物種の保全を図っていくためには、道内の市町村はもとより、国・他の都府県、近隣諸国等とも連携、協力等を図るとともに、生物多様性保護監視員と綿密に情報交換を行うなどして取組む。

また、道の施策の推進に当たっては、道民、事業者、研究機関、民間団体等との協働が不可欠であるため、行政と道民等が協働して、調査、監視、指導等の取組みを進めるための体制の整備に努める。

### 3 調査研究の推進

希少野生動植物種の保護施策を的確かつ効果的に推進するためには、何よりも生物学的知見を基盤とした科学的判断が重要である。

そのため、野生動植物の分布及び生態、生息・生育状況、生息地等の状況について定期的なモニタリングや調査研究を行うほか、希少野生動植物種については、これらの取組に加え、保護管理手法及び生息・生育等に影響を与えていたりする様々な要因、その他の施策の推進に必要な各分野の調査研究を推進する。

### 4 道民の理解の促進と意識の醸成

希少野生動植物種の保護施策の実効を期するためには、事業者や道民等の保護への適切な配慮や

協力が不可欠であり、希少野生動植物種の現状やその保護の重要性に関する事業者や道民等の理解を促進し、自覚を高めるための普及啓発活動を積極的に推進する。

また、生物多様性の保全及び人と野生動植物の共存の観点からも、農林水産業が営まれる農地、森林等の地域が有する野生動植物の生息・生育環境としての機能を適切に評価し、その機能が十分發揮されるよう対処するものとする。

なお、土地所有者や事業者等は、各種の土地利用や事業活動の実施に際し、希少野生動植物種の保護のための適切な配慮を講ずるよう努めるものとする。